

事業所名	上尾メディカルクリニック (介護予防)通所リハビリテーション								サービスの 種類	(介護予防)通所 リハビリテーション																																													
									事業所番号	1111602291																																													
所在地	〒362-0021 埼玉県上尾市原市 3133								管理者	田口 将史																																													
電話	048-720-2730								FAX	048-720-2733																																													
営業日	月	火	水	木	金	土	日	祝	その他年間 の休日	年末年始(12/29～1/3) お盆(8/13～15)																																													
	○	○	○	○	○	○	休	休																																															
営業時間	平日・土曜日			9:00～17:00					利用定員	45 名																																													
サービス 提供時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th><th>介護予防 通所</th><th>通所</th><th>利用時間</th><th>定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>○</td><td>○</td><td>9:30～10:45(75 分)</td><td>15 名</td></tr> <tr><td>2</td><td>○</td><td>—</td><td>9:30～11:30(120 分)</td><td>15 名</td></tr> <tr><td>3</td><td>○</td><td>○</td><td>10:30～11:45(75 分)</td><td>15 名</td></tr> <tr><td>4</td><td>○</td><td>—</td><td>11:30～13:30(120 分)</td><td>10 名</td></tr> <tr><td>5</td><td>○</td><td>○</td><td>12:00～13:15(75 分)</td><td>5 名</td></tr> <tr><td>6</td><td>○</td><td>○</td><td>13:30～14:45(75 分)</td><td>10 名</td></tr> <tr><td>7</td><td>○</td><td>—</td><td>13:30～15:30(120 分)</td><td>20 名</td></tr> <tr><td>8</td><td>○</td><td>○</td><td>15:00～16:15(75 分)</td><td>5 名</td></tr> </tbody> </table>										単位	介護予防 通所	通所	利用時間	定員	1	○	○	9:30～10:45(75 分)	15 名	2	○	—	9:30～11:30(120 分)	15 名	3	○	○	10:30～11:45(75 分)	15 名	4	○	—	11:30～13:30(120 分)	10 名	5	○	○	12:00～13:15(75 分)	5 名	6	○	○	13:30～14:45(75 分)	10 名	7	○	—	13:30～15:30(120 分)	20 名	8	○	○	15:00～16:15(75 分)	5 名
	単位	介護予防 通所	通所	利用時間	定員																																																		
	1	○	○	9:30～10:45(75 分)	15 名																																																		
	2	○	—	9:30～11:30(120 分)	15 名																																																		
	3	○	○	10:30～11:45(75 分)	15 名																																																		
	4	○	—	11:30～13:30(120 分)	10 名																																																		
	5	○	○	12:00～13:15(75 分)	5 名																																																		
	6	○	○	13:30～14:45(75 分)	10 名																																																		
	7	○	—	13:30～15:30(120 分)	20 名																																																		
8	○	○	15:00～16:15(75 分)	5 名																																																			
利用料	法定代理受領分				厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分																																																		
利用料	法定代理受領分以外				厚生労働大臣が定める告示上の基準額																																																		
通常の 事業の 実施地域	☐ 上尾市 原市、瓦葺、五番町、上尾下、日の出町(1・2・3・4丁目)、東町(1・2・3丁目)、栄町、愛宕(1・2・3丁目)、本町(1・2・3・4・5・6丁目)、上尾村、上尾宿、平塚(1・2丁目)、宮本町、南、上町(1・2丁目)、仲町(1・2丁目)																																																						
	☐ 伊奈町 小室、栄(1・2・3・4・5・6丁目)、本町(1・2・3丁目)、寿(3・4丁目)・大針																																																						
	☐ 蓮田市 馬込、蓮田、御前橋、綾瀬、山ノ内、見沼町、東(1・2・3・4・5・6丁目)、末広(1・2丁目)、本町、上(1・2丁目)、関山(1・2・3・4丁目)、桜台(1・2丁目)、川島、笹山、黒浜、緑町(1・2・3丁目)、椿山(1・2・3・4丁目)、城、西城(1・2・3丁目)																																																						
	☐ さいたま市北区 吉野町(1・2丁目)、宮原町(1・2丁目)、別所町、奈良町、今羽町、本郷町、土呂町(1・2丁目)																																																						
	☐ さいたま市見沼区 東大宮(1・2・3・4・5・6・7丁目)、堀崎町、島町、大和田(2丁目)、丸ヶ崎、砂町、小深作、島町(1・2丁目)、春岡(1・2・3丁目)、深作(1・2・3・4丁目)、御町(1・2丁目)、宮ヶ谷塔(1・2・3・4丁目)																																																						

第2条 【従業員の体制】

職 種	員 数
医 師	2 名
看護職員	常勤 2 名以上
理学療法士	常勤 5 名以上
介護職員	常勤 3 名以上

第3条 【事業の目的と運営方針】

1. 病気やけが等により家庭において要介護状態又はそれに準ずる状態、若しくはかかりつけの医師が（予防）通所リハビリテーションの必要を認めた者に対し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がリハビリテーションを提供する。
2. 健康保険法及び介護保険法の理念および基準に基づき、健康管理や日常生活動作の維持、回復を図ると共に在宅医療を推進し、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。
3. 事業者では、利用者の有する能力に応じリハビリテーション計画およびケアマネージャーが作成する居宅サービス計画または介護予防サービス計画に基づいて医学的管理の下における機能訓練、介護その他日常的に必要なとされる医療を提供し在宅における日常生活の回復を目指す。
4. 事業者は、リハビリテーションの実施にあたって地域の保健・医療・福祉サービスを提供する関連機関、指定介護予防事業者等との密接な連携に勤め、その協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

第4条 【個人情報の保護】

1. 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
2. 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとします。

第5条 【事故発生時の対応】

1. 事業所及びその職員は、サービスの提供中に事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行います。
2. 管理者もしくは事業所が定めた職員は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録を残します。

第6条 【苦情処理の体制】

苦情及び相談があった場合は、直ちに管理者が連絡を取り、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行うとともに、担当者及びサー

ビス事業者から事情を確認する。管理者が必要と判断した場合は、関係者の出席のもと検討会議を開催し、原因の究明と対応策の協議を行う。また、苦情の申出者に、その結果又は解決に向けての対応策等の説明を行い、理解(同意)を得られるよう努める。

次の機関でも苦情申し出ができます。

上尾市役所高齢介護課 相談グループ	電話番号	048-775-6473
	対応時間	8:30～17:00(月～金)
蓮田市役所 高齢介護課	電話番号	048-768-3111
	対応時間	8:30～17:15(月～金)
伊奈町役場 福祉課介護保険管理係	電話番号	048-721-2111
	対応時間	8:30～17:15(月～金)
さいたま市北区役所高齢介護課	電話番号	048-669-6068
	対応時間	8:30～17:15(月～金)
さいたま市 見沼区役所 高齢介護課	電話番号	048-681-6068
	対応時間	8:30～17:15(月～金)
埼玉県国民保険団体連合会 介護保険課	電話番号	048-824-2568
	対応時間	9:00～17:00(月～金)

第7条【虐待防止に関する事項】

- 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとする。
 - 虐待の防止に関する責任者の選任及び定期的な委員会の開催
虐待防止に関する責任者: 千代田 雄亮
 - 利用者及びその家族からの苦情解決体制の整備
 - 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - その他虐待防止のために必要な措置
- 事業所は、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待が疑わしい利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報する。

第8条【身体拘束の禁止】

事業所は、サービスの提供を行っている際に、利用者本人もしくは他の利用者の身体に危険が生じるような場合を除いて、利用者の身体を拘束することはない。

第9条【業務継続計画の策定等に関する事項】

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- 職員に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施する。
- 定期的に業務継続計画の見直し及び必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第 10 条 【サービス中止の対応】

以下の場合にはサービスを中止します。

1. 当日のサービスを見合わせる場合

- ・安静時脈拍数120回／分以上
- ・安静時収縮時血圧180mmHg 以上90mmHg 未満
- ・安静時拡張時血圧120mmHg 以上
- ・胸痛や動悸、呼吸苦等の体調不良がある場合
- ・体温37. 5℃以上ある場合

2. 途中で中止する場合

- ・胸痛、動悸、呼吸苦、吐き気、失神、昏睡状態等の体調不良が出現した場合
- ・脈拍140回／分以上
- ・収縮期血圧40mmHg、拡張時血圧20mmHg 以上の変動があった場合

※上記にあてはまらない場合でも医師の指示がある場合は、指示に準じます。

※5分休憩後も回復がみられない場合は、サービスを終了いたします。

第 11 条 【利用にあたっての留意事項】

1. 体調不良、天候・災害等の理由により、サービス提供が困難であると事業者が判断した場合は、サービス内容の変更またはご利用を中止していただく場合がある。
2. かかりつけ医からの注意事項や体調変化等がある場合は、必ず申し出ること。
3. 利用者に感染症等がある場合または罹患した場合は、必ず事前に申し出ること。必要と認めた場合は、診療情報提供書を提出して頂くことがある。
4. 下記の禁止行為を確認した場合、契約を解除する場合がある。
 - 1)事業者の職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
 - 2)下記のようなハラスメント行為。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりする行為
 - ③意に添わない誘いかけ、好意的態度を要求する行為
 - ④サービス利用中に職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネット等に掲載する行為。
5. ペットを飼っている場合は、職員または物品に対し危害が及ばないように留意および管理を徹底すること。

第 12 条 【送迎の注意事項】

1. 送迎中及び乗降の際には、必ず運転手の指示に従いますようお願い致します。
2. 患者様同士のトラブル及び自らの不注意による事故は、一切の責任を負いかねる。
3. 交通事情により運行時間に誤差が生じる場合がある。尚、個人的な事由による運行ルートの変更及び介護サービス目的以外での送迎は致しかねる。
4. 運行状況等により、乗降停車場所が変更になる場合がある。
5. 送迎中は必ずシートベルトの着用をするなど安全な乗車に努めること。
6. 乗車中の事故に関してのみ、当方での保険で対応する。

【介護予防通所リハビリテーション】

・基本部分(1ヵ月につき)

介護度	単位	基本利用料	利用者負担金 (1割の方の場合)
要支援1	2268	23,428 円	2,342 円
要支援2	4228	43,675 円	4,367 円

・加算・減算(1ヵ月につき)

加算・減算	単位	利用料	利用者負担金 (1割の方の場合)
栄養改善加算	200	2,066 円	206 円
口腔機能向上加算	150	1,549 円	154 円
一体的サービス提供加算	480	4,958 円	495 円
サービス提供 体制強化加算Ⅲ	24	(要支援1) 247 円	24 円
	48	(要支援2) 495 円	49 円
栄養アセスメント加算	50	516 円	51 円
科学的介護推進 体制加算	40	413 円	41 円
退院時共同指導加算	600	1 回 6,198 円	619 円
生活行為向上リハ 実施加算	562	5,805 円	580 円
処遇改善加算Ⅲ	－	合計金額の 6. 6%	

※上記料金は、目安を表示したものです、1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で誤差が生じる場合があります。

【通所リハビリテーション】

介護度	単位	基本利用料	利用者負担金 (1割の方の場合)
要介護1	369	1回 3,811 円	381 円
要介護2	398	1回 4,111 円	411 円
要介護3	429	1回 4,431 円	443 円
要介護4	458	1回 4,731 円	473 円
要介護5	491	1回 5,072 円	507 円

加算・減算	単位	利用料	利用者負担金 (1割の方の場合)
リハビリテーション マネジメント加算 31	793	6ヵ月以内 1月 8,191 円	819 円
リハビリテーション マネジメント加算 32	473	6ヵ月超 1月 4,886 円	488 円
リハビリテーション マネジメント加算 4	270	1月 2,789 円	278 円
短期集中個別リハビリ テーション実施加算	110	1日 1,136 円	113 円
理学療法等体制強化加算	30	1日 309 円	30 円
科学的介護推進体制加算	40	1月 413 円	41 円
栄養改善加算	200	1日 2,066 円	206 円
口腔機能向上加算	150	1日 1,549 円	154 円
サービス提供体制 強化加算Ⅲ	6	1回 61 円	6 円
口腔・栄養 スクリーニング加算Ⅰ	20	6ヵ月に1回 1回 206 円	51 円
退院時共同指導加算	600	1回 6198 円	619 円
送迎減算 ※送迎を実施しない場合	-47 (片道)	-485 円/片道	-48 円/片道
処遇改善加算Ⅲ	-	合計金額の 6.6%	

※上記料金は、目安を表示したものです、1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で誤差が生じる場合があります。

附則

1. 2011 年 4 月 1 日より施行
2. 2012 年 4 月 1 日改訂
3. 2015 年 4 月 1 日改訂
4. 2017 年 4 月 1 日改訂
5. 2018 年 4 月 1 日改訂
6. 2019 年 4 月 1 日改訂
7. 2020 年 4 月 1 日改訂
8. 2020 年 11 月 1 日改訂
9. 2021 年 4 月 1 日改訂
10. 2022 年 3 月 1 日改訂
11. 2024 年 4 月 1 日改訂
12. 2024 年 12 月 1 日改訂